

I. 不法行為訴訟

A. 現地で訴訟を提起する場合の問題

- Chevron 事件¹
 - 米企業がエクアドルで油田開発。それに伴う環境汚染。
 - 住民がエクアドル裁判所に提訴し、95 億米ドルの賠償命令を勝ち取る。
 - Chevron が申し立てた投資仲裁において、エクアドル裁判所の判決が贈収賄に基づくものであったことが判明（[第二部分判断](#)パラ 8.53-8.56）。逆にエクアドルが Chevron に賠償すべきとの仲裁判断。
- Vedanta 事件
 - ザンビアの銅鉱山からの排気ガスにより健康・農業に被害が出たとして、現地住民が鉱山経営の現地会社の親会社たるイギリス企業をイギリスの裁判所に提訴。
 - 英最高裁判決 [\[2019\] UKSC 20](#)
 - ✧ 本来ならばザンビアで裁判すべき（パラ 87）
 - ✧ しかし、公正な裁判（substantial justice）を考慮する必要（パラ 88）
 - ✧ 裁判へのアクセス確保（パラ 89）

B. 親会社母国で訴訟を提起する可能性

1. アメリカ合衆国

外国人不法行為法 Alien Tort Statute, [28 U.S.C. §1330](#)

- Kiobel 事件²
 - ナイジェリアにおける Royal Dutch 石油（オランダ法人）による石油開発
 - 環境損害にナイジェリア人が抗議したところ、現地軍・警察により拷問。Royal Dutch 石油がそれを教唆・帮助したとして米裁判所に提訴
 - 最高裁判決 [Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 133 S Ct 1659 \(2013\)](#).
 - ✧ 米国法を域外適用しないとの推定 (p. 1664)
 - ✧ 海賊は例外 これは他国領域での行為に米の主権的意を押しつける

¹ 詳細につき、福永有夏「シェブロン事件 II 第 2 部分判断及びイーライリリー事件最終判断の分析（上）」[国際商事法務](#) 47 卷 6 号（2019 年）691 頁、加藤格「二国間投資協定に基づくシェブロン対エクアドル共和国仲裁、対シェブロン裁判等に関する一考察」[国際商事法務](#) 47 卷 9 号（2019 年）1121 頁。

² 詳細につき、水島朋則「米国の外国人不法行為法の領域外適用について」[『国際法学の諸相』](#)（信山社、2015 年）227 頁。

ことにならない (p. 1667)

- ✧ 米国領域と十分な関連 (touch and concern) が必要。会社が序所在するだけでは十分でない (p. 1669)

2. イギリス

- 上記 Vedanta 事件

3. フランス

注意義務法に基づく訴訟 → 第 8 回講義

4. カナダ

- Nevsun 事件

- 原告 (被上訴人) はエリトリアの労働者。カナダ企業 (第一審被告・上訴人) がエリトリアにて子会社を通じて経営する鉱山にて、強制労働をさせられ奴隸待遇を受けたと主張し、カナダ企業による慣習国際法違反に基づく損害賠償を求めて提訴。
- 最高裁判決 [Nevsun Resources v. Araya, 2020 SCC 5.](#)
 - ✧ 人道に対する罪 (を定める国際法規範) は強行規範 (パラ 100)
 - ✧ 奴隸禁止も強行規範 (パラ 101)
 - ✧ 非人道的待遇禁止も絶対的権利 (パラ 102)
 - ✧ 慣習国際法は国家以外の主体の行動を禁じることがあり得る (パラ 105)
 - ✧ 本件で問題となる規範が国家間の行為のみを規律しているのか、解明する必要あり (パラ 113)
- [その後和解](#) 本案につき判断されず。しかし意義あり。

5. オランダ

- Shell 事件

- ナイジェリアにおける Shell (オランダ法人) による油田開発から生じた汚染につき、Shell Petroleum Development Company of Nigeria (ナイジェリア法人) と、その親会社である Shell Petroleum (オランダ法人)・Shell T&T (イギリンド法人、オランダに実質的本拠)・Royal Dutch Shell (イギリンド法人、オランダに実質的本拠) をオランダ裁判所に提訴。
- ハーグ控訴裁判所 2021 年 1 月 29 日判決 [判決英訳](#)
 - ✧ 適用法 ナイジェリア法 (実体法) (パラ 3.1)
 - ✧ SPDC に対する管轄権 宣言的判決であれば認められる (パラ 3.8)
 - ✧ 不法行為 オランダ法上の要件と同様 (パラ 3.18)

✧ 汚染から生じた損害の賠償

- SPDC の責任
 - ナイジェリア石油パイプライン法による厳格責任（パラ 3.15）
 - おそらくは第三者による破壊（窃盗目的）による汚染であるが、合理的疑いを超える確証は得られない（パラ 5.27）
 - 厳格責任に基づき損害賠償責任を負う（パラ 5.28）
 - 親会社の不法行為責任はなし（パラ 5.31-5.32）
 - 主文（判決文末尾の DECISION）
 - SPDC のみに賠償義務
- ✧ LDS の不設置（パラ 6.3, II）
- SPDC の注意義務違反（パラ 6.34-6.35）
 - 親会社の注意義務違反
 - LDC の不設置に関与していたか（パラ 7.10）
 - 親会社の有する権限を用いなかつた（パラ 7.26）
 - 主文（判決文末尾の DECISION）
 - SPDC は LDS 設置義務
 - 親会社も LDS 設置義務

6. 日本 まだ例はないが……

- 日本の裁判所が扱うことができるか
 - 親会社への管轄権は認められる [民事訴訟法](#) 3 条の 2 第 3 項
 - ✧ しかし「特別の事情」？ 民訴法 3 条の 9
 - 子会社も一緒に訴えられるか 民訴法 3 条の 6、38 条
- 準拠法は？
 - 不法行為 「加害行為の結果が発生した地の法」 通則法 17 条

II. ハーグ仲裁規則

- 先例 Rana Plaza 事故（→第 8 回講義）の後の [Bangladesh Accord](#)
 - [2013 年合意](#) 5 項に基づく [仲裁](#) 申立 → 仲裁判断前に和解で終結
 - 現在であれば 2018 年合意
- [Hague Rules on business and Human Rights Arbitration](#)
 - 通常の仲裁との違い
 - ✧ 多数当事者への対応（19 条）
 - ✧ 申立人への配慮 “culturally appropriate”（18 条 1 項）
 - 問題

- ❖ 不法行為の主張が多くを占めると思われるところ、仲裁合意をどのように調達する？ 19 条 2 項で十分か？
- ❖ 費用は？ 52 条 1 項で十分か？
- どの程度用いられるかは不明

以上